

# いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業

## 実施方針

令和 8 年 7 月

いわき市

# — 目 次 —

|                                            |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| <b>1. 事業概要</b>                             | <b>1</b>  |
| 1.1. 事業名                                   | 1         |
| 1.2. 事業に供される公共施設の種類                        | 1         |
| 1.3. 公共施設等の管理者の名称                          | 1         |
| 1.4. 事業の目的                                 | 1         |
| 1.5. 用語の定義                                 | 1         |
| 1.6. 基本方針                                  | 2         |
| 1.7. 事業方式                                  | 3         |
| 1.8. 事業スキーム                                | 4         |
| 1.9. 事業期間                                  | 4         |
| 1.10. 業務範囲                                 | 4         |
| 1.11. 事業の実施スケジュール（予定）                      | 7         |
| 1.12. 法令等の遵守                               | 7         |
| 1.13. 個人情報保護                               | 7         |
| <b>2. 事業者の募集及び選定に関する事項</b>                 | <b>8</b>  |
| 2.1. 事業者の募集及び選定方法                          | 8         |
| 2.2. 事業者の募集及び選定の手順                         | 8         |
| 2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール                     | 8         |
| 2.2.2. 募集及び選定の手続き等                         | 9         |
| 2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件                       | 11        |
| 2.3.1. 参加者の構成等                             | 11        |
| 2.3.2. 参加者の資格要件                            | 12        |
| 2.3.3. 地域経済への配慮等                           | 14        |
| 2.3.4. 参加資格の確認                             | 14        |
| 2.4. 審査及び選定に関する事項                          | 14        |
| 2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方                    | 14        |
| 2.4.2. 審査の方法                               | 15        |
| <b>3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> | <b>15</b> |
| 3.1. 責任分担に関する基本的な考え方                       | 15        |
| 3.2. 予想されるリスクと責任分担                         | 16        |
| 3.3. 事業の実施状況の監視                            | 16        |
| <b>4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b>          | <b>19</b> |
| 4.1. 本件施設用地の立地条件等                          | 19        |
| 4.2. 施設要件                                  | 19        |
| 4.2.1. 基本的考え方                              | 19        |

|                                                  |           |
|--------------------------------------------------|-----------|
| 4.2.2. 献立方式.....                                 | 19        |
| 4.2.3. 施設規模.....                                 | 19        |
| 4.2.4. 施設機能.....                                 | 19        |
| <b>5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..</b> | <b>20</b> |
| <b>6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....</b>        | <b>20</b> |
| 6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....        | 20        |
| 6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....          | 20        |
| 6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 .....   | 20        |
| 6.4. その他.....                                    | 20        |
| <b>7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....</b>  | <b>21</b> |
| 7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....                      | 21        |
| 7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....                      | 21        |
| 7.2.1. 交付金及び地方債等 .....                           | 21        |
| 7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援 .....                     | 21        |
| <b>8. その他事業の実施に関し必要な事項.....</b>                  | <b>21</b> |
| 8.1. 議会の議決.....                                  | 21        |
| 8.2. 情報公開及び情報提供 .....                            | 21        |
| 8.3. 本事業において使用する言語等.....                         | 21        |
| 8.4. 本プロポーザルの参加に伴う費用負担 .....                     | 21        |
| 8.5. 実施方針に関する問合せ先 .....                          | 21        |

---

## 1. 事業概要

### 1.1. 事業名

いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）

### 1.2. 事業に供される公共施設の種類

学校給食共同調理場

### 1.3. 公共施設等の管理者の名称

いわき市長 内田 広之

### 1.4. 事業の目的

いわき市（以下「市」という。）では、子どもたちの心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となる学校給食を提供するため、市内に学校給食共同調理場を7施設設置している。

学校給食共同調理場は、7施設のうち4施設（平北部、三和、平南部、四倉学校給食共同調理場）が築40年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいる。また、現在の「学校給食衛生管理基準（文部科学省告示第64号）」（以下「学校給食衛生管理基準」という。）による衛生管理の向上への対応などが課題となっている。

更に、調理室等の空調設備が整っていない施設では、高温の中での調理及び洗浄業務が調理従業員の負担となっており、労働環境の改善を図る必要がある。

こうした課題を解消し、より安全で安心な学校給食を提供するため、老朽化した施設の再整備を行うものとし、課題解決に必要な施設の整備方針を検討するとともに市の財政運営に配慮して、「市 PPP/PFI\*手法導入に関する優先的検討方針」に基づき、民間活力を活用した事業方式の導入の可能性を調査した。

調査の結果を踏まえて、市において検討を行った結果、老朽化が進んでいる4施設を統合して新たにいわき市新学校給食共同調理場を DO+B 方式で整備・運営することとした。

本事業では、DO+B 方式のうち、DO 部分に係る業務を受託する民間事業者を選定し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することにより、将来的な給食の安定供給と発展性を期待するものである。

※ PPP（Public Private Partnership）/PFI（Private Finance Initiative）

### 1.5. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備するいわき市新学校給食共同調理場の建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

ウ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する

---

る機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

エ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

オ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

カ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

キ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、児童・生徒（以下、児童・生徒を合わせて「生徒等」という。）・教職員が使用する備品をいう。

ク 配送校

本事業において給食配送対象となる小学校、中学校をいう。

ケ 配膳室

配送校における提供給食の一時保管場所をいう。

コ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

サ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

シ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

ス 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

セ 事業契約

基本協定、設計委託契約及び運営・維持管理業務委託契約を総称したものをいう。

ソ 事業契約書

基本協定書、設計委託契約書及び運営・維持管理業務委託契約書を総称したものをいう。

## 1.6. 基本方針

### (1) 安全で安心な学校給食を安定供給できる施設

ア 文部科学省の「学校給食衛生管理基準」をはじめ、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、衛生管理の徹底を図るため、HACCP（危害分析及び重要管理点）の概念に基づいた施設を整備する。

イ 施設はドライシステムを基本とし、作業内容に応じた作業室を整備し、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分を明確化する。

ウ 異物混入対策として、目視点検の徹底を継続するとともに、地元農家からの地産食材の直接受入れに対応する泥落室を設け、異物混入対策の強化を図る。

- 
- エ 施設の安定稼働のために、迅速かつ適切な維持管理が行える施設・設備の整備を行う。
  - オ 近隣住民等への炊き出し等の対応が可能な移動式釜等の設備を導入する。

## **(2) 多様な献立に対応でき、おいしい給食を提供できる施設**

- ア 多様な献立の提供を可能にするための設備や作業スペースを整備する。
- イ 学校給食衛生管理基準に則り、調理完了後から2時間以内に適温で生徒等が喫食できるように調理設備を整える。

## **(3) 食育に関する情報を発信できる施設**

- ア 調理の状況などが見学できる見学通路、子どもの食に関する教育・学習や保護者を対象とした試食会等に活用できる調理実習室や研修室など、地域の幅広い世代が楽しめる食育のためのスペースを整備する。
- イ 地産地消の積極的な推進、有機農産物の利用拡大、季節ごとに行事食や郷土料理を献立に取り入れるために泥落室等の必要な施設・設備を整備する。

## **(4) 経済的で効率的な調理環境の施設**

- ア 作業領域は、一方向動線となるよう考慮し、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確保し、作業効率の向上と働きやすい室内環境を整備する。

## **(5) 環境負荷の低減に配慮した施設**

- ア 「いわき市環境基本計画（第三次）」に基づき、太陽光発電設備の設置に加え、外皮の高断熱化・高効率設備の導入により、調理作業区域を除く区域での ZEB ready 以上の認証を目指すなど、環境負荷の低減に配慮した設備を導入する。

## **(6) 次世代に負担を残さない施設**

- ア 将来の調理数の増減に柔軟に対応できる施設・設備とする。

## **1.7. 事業方式**

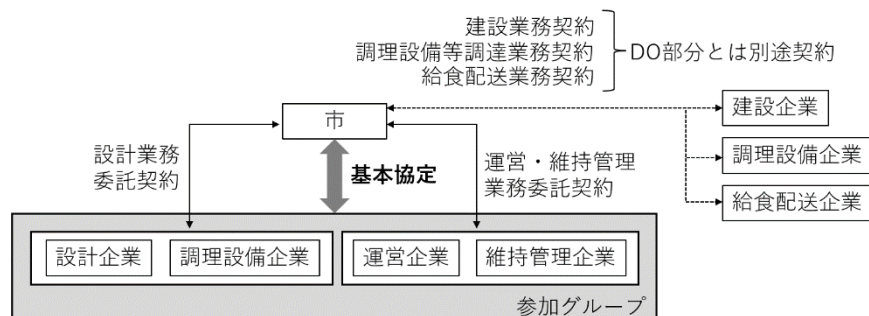
本事業は DO+B（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式※により実施する。

市は、本件施設の設計及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本件施設は、市が所有する。また、本事業は、学校施設環境改善交付金の対象事業として実施する。

※新施設の設計業務、及び整備後の運營業務、維持管理業務を一括発注し、設計完了後、建設工事、調理設備等調達を別途発注する方式

## 1.8. 事業スキーム

事業スキームは、以下のとおりとする。



|                                              | 2026年度<br>(令和8年度) |       | 2027年度(令和9年度)                    |       |          |       | 2028年度(令和10年度) |       |       |       | 2029年度(令和11年度) |       |       |       | 2030年度(令和12年度) |        |             |       |  |  |  |  |
|----------------------------------------------|-------------------|-------|----------------------------------|-------|----------|-------|----------------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|----------------|--------|-------------|-------|--|--|--|--|
|                                              | 第3四半期             | 第4四半期 | 第1四半期                            | 第2四半期 | 第3四半期    | 第4四半期 | 第1四半期          | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期          | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期          | 第2四半期  | 第3四半期       | 第4四半期 |  |  |  |  |
| 公募期間                                         | 公募期間              |       |                                  |       |          |       |                |       |       |       |                |       |       |       |                |        |             |       |  |  |  |  |
| DO事業者との基本協定                                  |                   |       | DO事業者との基本協定                      |       |          |       |                |       |       |       |                |       |       |       |                |        |             |       |  |  |  |  |
| 設計企業<br>基本・実施設計業務等                           |                   |       | R9.3 設計業務契約締結<br>基本・実施設計業務       |       | 設計意図伝達業務 |       |                |       |       |       |                |       |       |       |                |        |             |       |  |  |  |  |
| 調理設備企業<br>設計支援業務等<br>(調理設備等調達業務<br>は、別途市が発注) |                   |       | 設計支援業務                           |       | 設計意図伝達業務 |       |                |       |       |       |                |       |       |       | 調理設備等調達業務      |        |             |       |  |  |  |  |
| 運営企業<br>維持管理企業<br>運営・維持管理業務                  |                   |       | R9.4 運営・維持管理業務契約締結<br>統括マネジメント業務 |       |          |       |                |       |       |       |                |       |       |       | R12.4 供用開始     |        | 運営維持管理業務    |       |  |  |  |  |
| 別途市が発注<br>建設工事請負                             |                   |       |                                  |       |          |       | 建設工事請負         |       |       |       |                |       |       |       |                |        | R12.2 建物引渡し |       |  |  |  |  |
| 別途市が直営で実施<br>工事監理業務                          |                   |       |                                  |       |          |       | 工事管理業務         |       |       |       |                |       |       |       |                |        |             |       |  |  |  |  |
| 別途市が発注<br>給食配送業務                             |                   |       |                                  |       |          |       |                |       |       |       |                |       |       |       |                | 給食配送業務 |             |       |  |  |  |  |

※1 各企業の概要は、「2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件」のとおりとする。

※2 調理設備企業は、「1.10. ア設計業務（イ）設計支援業務」で規定する設計支援業務を行うものとする。

※3 基本協定、設計業務委託契約、運営・維持管理業務委託契約は、令和9年3月下旬を目途として締結する。

## 1.9. 事業期間

本事業の事業期間は、設計業務委託契約及び運営・維持管理業務委託契約締結日から令和27年3月末日までとする。

## 1.10. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計業務

- 
- (ア) 基本・実施設計業務
  - (イ) 設計支援業務
  - (ウ) 設計意図伝達業務
  - (エ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種マニュアルの作成
- (イ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (ウ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (エ) 従業員等の研修
- (オ) 調理リハーサル
- (カ) 給食提供訓練業務
- (キ) 内覧会・開所式の開催支援
- (ク) 事業説明資料の作成
- (ケ) 映像紹介資料の作成
- (コ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 事務備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 食品検収・保管業務
- (イ) 調理・調理指導業務
- (ウ) 食数調整業務
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 廃棄物処理業務
- (カ) 運営備品保守管理業務
- (キ) 衛生管理業務
- (ク) 食育推進支援業務
- (ケ) 広報支援業務
- (コ) 統括マネジメント業務
- (サ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運営業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。



- 
- (ア) 食品調達業務
  - (イ) 食品検収指示業務
  - (ウ) 献立作成業務
  - (エ) 検食業務
  - (オ) 栄養管理業務
  - (カ) 調理指示業務
  - (キ) 給食費徴収管理業務
  - (ク) 食数調整監督業務
  - (ケ) 広報業務（見学者対応を含む。）
  - (コ) 食育業務
  - (サ) 衛生管理監督業務
  - (シ) モニタリング業務

---

### 1.11. 事業の実施スケジュール（予定）

| 日程                                  | 内容                                      |
|-------------------------------------|-----------------------------------------|
| 令和 9 年 3 月                          | 基本協定の締結、及び設計業務委託契約の締結、並びに運営・維持管理業務契約の締結 |
| 令和 9 年 4 月～<br>令和 10 年 2 月（11 か月間）  | 設計期間                                    |
| 令和 10 年 6 月～<br>令和 12 年 1 月（20 か月間） | 建設期間                                    |
| 令和 12 年 1 月                         | 施設の引き渡し                                 |
| 令和 12 年 2 月～<br>令和 12 年 3 月（2 か月間）  | 開業準備期間                                  |
| 令和 12 年 4 月～<br>令和 27 年 3 月（15 年間）  | 運営・維持管理期間                               |

### 1.12. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

### 1.13. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

---

## 2. 事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

### 2.2. 事業者の募集及び選定の手順

#### 2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 日程        |               | 内容                                            |
|-----------|---------------|-----------------------------------------------|
| 令和<br>8 年 | 7 月 31 日      | 実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表              |
|           | 8 月 21 日      | 実施方針等に関する質問及び意見の受付期限                          |
|           | 9 月 4 日       | 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表                       |
|           | 9 月 4 日       | 個別対話の受付期限                                     |
|           | 9 月 14 日～17 日 | 個別対話の実施（実施方針等公表時）                             |
|           | 10 月中旬        | 募集要項等の公表                                      |
|           | 11 月上旬        | 募集要項等に関する質問受付期限                               |
|           | 11 月下旬        | 募集要項等に関する質問に対する回答期限                           |
|           | 11 月下旬        | 参加資格審査書類の受付期限                                 |
|           | 12 月上旬        | 参加資格審査結果の通知                                   |
| 令和<br>9 年 | 1 月中旬         | 提案書の受付期限                                      |
|           | 2 月上旬         | 提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）                    |
|           | 2 月下旬         | 優先交渉権者の決定及び公表                                 |
|           | 3 月下旬         | 基本協定の締結<br>及び設計業務委託契約の締結<br>並びに運営・維持管理業務契約の締結 |

---

## 2.2.2. 募集及び選定の手続き等

### (1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

#### a) 受付期間

令和 8 年 7 月 31 日（金）から令和 8 年 8 月 21 日（金）15 時 00 分まで

#### b) 受付方法

件名を「(企業名・質問書) いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業」とし、実施方針等に関する質問及び意見書（様式 1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：gakkoshien@city.iwaki.lg.jp

### (2) 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答は、令和 8 年 9 月 4 日（金）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問及び意見のうち必要と判断した場合には、質問及び意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

### (3) 個別対話（実施方針等公表時）

個別対話を次のとおり実施する。

事業をより良いものとするため、実施方針等についての意見を聴取し、サービスの質を高めるに資すると判断される意見等を募集要項等の公表資料に反映することを目的として、実施するものである。対話の参加方法等については以下の通りである。

#### a) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

#### b) 実施日時

令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 9 月 17 日（木）まで  
時間は参加申し込みの状況に応じて決定する。

#### c) 開催場所

いわき市役所会議室（予定）

#### d) 参加資格

個別対話の参加資格は、次の事項を満たす者とする。

ア 本プロポーザルに参加しようとする単独企業もしくは複数企業のグループ

- 
- イ 個別対話の実施日に「2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件」の要件を満たす、または満たす見込みである者

**e) 参加方法等**

令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 4 日（金）15 時 00 分までに、件名を「（企業名・個別対話申込）いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業」とし、個別対話申込書（様式 2-1 及び様式 2-2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：gakkoshien@city.iwaki.lg.jp

**f) 実施日時等の確定**

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった者に別途連絡する。

**g) 個別対話の所要時間等**

個別対話の時間は単独企業若しくは 2 者のグループの場合 15 分、3 者のグループの場合 30 分、4 者のグループの場合 45 分、5 者以上のグループの場合 60 分とする。所要時間を必要としなかった場合は、所要時間経過以前でも終了可能とする。

**h) 個別対話の進め方**

- ア 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- イ 市から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- ウ 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

**i) 留意事項等**

- ア 発言内容は、参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- イ 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、募集要項等に反映する。
- ウ 個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、IC レコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- エ 個別対話の実施に際しては、参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- オ 参加人数は、単独企業、複数企業のグループともに 10 名までとする。
- カ 同一企業が複数回参加することは不可とする。

**(4) 募集要項等の公表**

募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）、及び運営・維持管理業務委託契約書（案）等を市ホームページで公表する。

---

---

**(5) 募集要項等に関する質問受付**

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「募集要項」に示す。

**(6) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表**

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「募集要項」に示す。

**(7) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知**

本事業に関する参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、参加者に通知する。

**(8) 提案書の受付**

参加資格審査通過者に対し、提案書の提出を求める。

提案書の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、「募集要項」に示す。

**(9) 優先交渉権者の決定及び公表**

提出された提案書について評価を行い、いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、市が優先交渉権者を決定する。審査の結果は参加者に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

**(10) 基本協定の締結、及び設計業務委託契約の締結、並びに運営・維持管理業務契約の締結**

市は、優先交渉権者と基本協定を締結し、設計業務委託契約を締結する。

また、運営・維持管理業務委託契約を設計業務委託契約の締結と同一日に締結する。

**2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件**

**2.3.1. 参加者の構成等**

参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 参加者は、本事業の設計業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、設計を支援する企業（以下「調理設備企業」）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループにより構成されるものとする。設計企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

また、本事業を実施する上で必要となる上記以外の業務を担当する企業等（以下「その他企業」という。）を含めることができる。

イ 構成員の中で、運営企業を代表企業として定めること。代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、要求水準書に規定する統括責任者を配置し、運営業務のうち統括マネジメントを実施すること。なお、本事業に係る SPC（特別目的会社）の設立は不要とする

ウ 構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使

---

用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

ただし、上記に関わらず、設計企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、第三者に委託又は下請負人を使用することはできない。

- (ア) 設計企業：設計業務のうち設計業務
- (イ) 調理設備企業：設計業務のうち設計支援業務
- (ウ) 維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
- (エ) 運営企業：運営業務のうち調理・調理指導業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務
- エ 同一の企業が複数の業務を実施することができるものとする。

### 2.3.2. 参加者の資格要件

参加者の構成員は、以下の(1) の要件及び分担する業務範囲に応じた(2)～(5) の要件に該当しなければならない。

#### (1) 全構成員共通

- ア 市の令和 8 年度入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）
- ウ いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 30 日制定）による指名停止期間中の者でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - (ア) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者
  - (イ) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者
- オ 次に掲げる者でないこと。
  - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者
  - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている者
  - (ウ) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている者

---

カ 参加者同士で、次のいずれかの関係に該当する場合は、同一参加グループに参加する場合を除き、そのうちの二者しか参加できない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

前（ア）及び（イ）と同視し得る関係があると認められる場合

キ 本事業の業務に携わる次の者並びに次の者と資本関係又は人的関係のない者であること。

|              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 株式会社アトラスワークス | 東京都中央区日本橋2丁目1-17 丹生ビル2階       |
| はぜのき法律事務所    | 東京都中央区築地2-3-4 メトロシティ築地新富町601号 |

ク 選定委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること。

## (2) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、設計企業を複数の企業とする場合、全ての企業がアの要件を満たし、イ～エの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成29年4月以降に竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 平成29年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食共同調理場（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- エ いわき市内に本社又は本店を有する企業（以下、「市内企業」という。）であること。

## (3) 調理設備企業

調理設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、調理設備企業を複数の企業とする場合も、全ての企業が全て要件を満たしていること。

---



- 
- ア 平成 29 年 4 月以降にドライシステムの学校給食共同調理場の調理設備調達を元請として完了した実績を有していること。
  - イ 市内企業、またはいわき市内に支社や支店などの営業所を有する企業（以下、「準市内企業」という。）であること。

#### **(4) 維持管理企業**

維持管理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、維持管理企業を複数の企業とする場合、全ての企業がアの要件を満たし、イの要件はいずれか 1 者以上が満たしていること。

- ア 平成 29 年 4 月以降に、国又は地方公共団体が発注した維持管理業務を 3 年以上元請として経験していること。
- イ 市内企業であること。

#### **(5) 運営企業**

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、運営企業を複数の企業とする場合、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- ア 平成 29 年 4 月以降に 3,000 食/日以上給食を提供するドライシステムの学校給食センターの調理業務を 3 年以上元請けとして経験していること。
  - イ 福島県内でドライシステムの学校給食センターの調理業務を経験していること。
- ※ 運営企業が市内企業、または市内企業とともに複数の企業で構成する提案がされた場合、評価する予定である。詳細は、募集要項公表時に示す。

### **2.3.3. 地域経済への配慮等**

本事業の実施に当たっては、いわき市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

### **2.3.4. 参加資格の確認**

参加資格の確認基準日は、参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

## **2.4. 審査及び選定に関する事項**

### **2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方**

市は、参加者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者及び市職員で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、提案書等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。また、審査に当たり、参加者からのヒアリングを実施する予定である。

---

#### 2.4.2. 審査の方法

##### (1) 参加資格審査

参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加資格審査申請書類提出者に通知する。

##### (2) 提案書審査

「事業者選定基準」に従って、選定委員会において提案書を審査して最優秀提案を選定し、市長に報告する。市長は、選定委員会の報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、提案書の審査は、参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化して行う。

##### (3) 審査事項

審査事項は、「事業者選定基準」に示す。

##### (4) 審査結果

審査結果は公表する。

##### (5) 提案書の取り扱い

###### a) 著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された参加者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲でその他の参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。また、提案書は、情報公開請求等がなされた場合又は市が提案書の公表が必要と判断する場合は、いわき市情報公開条例（平成10年条例第1号）に基づき、その一部又は全部を公開又は公表することがある。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

###### b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### 3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。した

---

---

がって、施設の設計、開業準備及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

### **3.2. 予想されるリスクと責任分担**

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として表 リスク分担（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すものとする。

### **3.3. 事業の実施状況の監視**

市は、事業者が実施する施設の設計、開業準備及び運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の設計、開業準備及び運営・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、事業契約書（案）に示す。

表 リスク分担表（案）

| 段階  | リスクの種類      | 整理<br>No | 概要                                              | 負担者 |     |
|-----|-------------|----------|-------------------------------------------------|-----|-----|
|     |             |          |                                                 | 市   | 事業者 |
| 共通  | 募集手続        | 1        | 募集要項の誤り、募集手続の誤り                                 | ○   |     |
|     | 法令変更        | 2        | 本事業に直接関係する法令の新設・変更等                             | ○   |     |
|     |             | 3        | その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等                      |     | ○   |
|     | 税制変更        | 4        | 事業者の利益に課される税制度の新設・変更等                           |     | ○   |
|     |             | 5        | 上記以外の税制度の新設・変更等                                 | ○   |     |
|     | 許認可取得遅延     | 6        | 市の帰責事由による許認可の取得遅延                               | ○   |     |
|     |             | 7        | 上記以外の事由による許認可の取得遅延                              |     | ○   |
|     | 住民対応        | 8        | 本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等                          | ○   |     |
|     |             | 9        | 事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等                         |     | ○   |
|     | 環境問題        | 10       | 事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、電波障害、有害物質の排出など） |     | ○   |
|     | 第三者への賠償     | 11       | 市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合                           | ○   |     |
|     |             | 12       | 事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合                         |     | ○   |
|     | 事業内容の変更     | 13       | 市の政策変更により、事業の内容が変更される場合                         | ○   |     |
|     | 物価変動        | 14       | 施設供用開始後の物価や労務費等の変動（※1）                          | ○   | ○   |
|     | 本事業の中止・延期   | 15       | 市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合                          | ○   |     |
|     |             | 16       | 事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合                        |     | ○   |
|     | 構成員の能力不足等   | 17       | 事業者の構成員の能力不足等による事業悪化                            |     | ○   |
|     | 不可抗力        | 18       | 不可抗力による損害（※2）                                   | ○   | ○   |
| 契約前 | 応募費用        | 19       | 本事業への応募に係る費用                                    |     | ○   |
|     | 契約の未締結・遅延   | 20       | 事業者の帰責事由による契約締結遅延等                              |     | ○   |
|     |             | 21       | 議会の議決が得られない                                     | ○   | ○   |
|     |             | 22       | 上記以外の事由による契約締結遅延等                               | ○   |     |
| 設計  | 測量・調査       | 23       | 市が実施した測量、調査に関するもの                               | ○   |     |
|     |             | 24       | 事業者が実施した測量、調査に関するもの                             |     | ○   |
|     | 計画・設計・仕様変更  | 25       | 市の帰責事由により変更する場合                                 | ○   |     |
|     |             | 26       | 事業者の帰責事由により変更する場合                               |     | ○   |
|     | 調査費・設計費等の増大 | 27       | 市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合                        | ○   |     |
|     |             | 28       | 事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合                      |     | ○   |
|     | 設計の完了遅延     | 29       | 市の帰責事由により遅延した場合の損害                              | ○   |     |
|     |             | 30       | 事業者の帰責事由により遅延した場合の損害                            |     | ○   |

| 段階      | リスクの種類      | 整理<br>No | 概要                                    | 負担者 |   |
|---------|-------------|----------|---------------------------------------|-----|---|
| 運営・維持管理 | 運営開始の遅延     | 31       | 市の帰責事由によるもの                           | ○   |   |
|         |             | 32       | 事業者の帰責事由によるもの                         |     | ○ |
|         | 事業内容の変更     | 33       | 市の帰責事由による事業内容の変更(用途変更など)              | ○   |   |
|         | 支払遅延・不能     | 34       | 市の帰責事由による委託料の支払の遅延・不能によるもの            | ○   |   |
|         | 要求水準未達      | 35       | 事業者の行う運営・維持管理業務の内容が事業契約書に定める水準に達しない場合 |     | ○ |
|         | 運営・維持管理費の増大 | 36       | 市の帰責事由によるもの                           | ○   |   |
|         |             | 37       | 事業者の帰責事由によるもの                         |     | ○ |
|         | 施設等の損傷      | 38       | 市の帰責事由によるもの                           | ○   |   |
|         |             | 39       | 経年劣化によるもの                             |     | ○ |
|         |             | 40       | 事業者の帰責事由によるもの                         |     | ○ |
|         | 需要変動        | 41       | 給食形態の変更等、市の事由によるもの                    | ○   |   |
|         |             | 42       | 生徒等数の変動によるもの(※3)                      | ○   | ○ |
|         |             | 43       | 残渣の変動                                 |     | ○ |
|         | 食中毒・異物混入    | 44       | 検収時前における食品の異常                         | ○   |   |
|         |             | 45       | 検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの              |     | ○ |
|         |             | 46       | 検収後の保存方法に起因する食品の異常                    |     | ○ |
|         |             | 47       | 調理過程における調理方法の不適による食品の異常               |     | ○ |
| 移管      | 性能確保        | 48       | 事業終了時における施設の性能確保に関するもの(※4)            | ○   | ○ |
|         | 事業終了時の手続き   | 49       | 事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの                  |     | ○ |

- (※1) 運営・維持管理業務では規定する指標に基づき、-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。
- (※2) 委託料の-1%以上+1%以下の損害は事業者が負担することを予定している。
- (※3) 提供対象者数(事業者が給食を提供すべき生徒等数と教職員数を合算した数)が、4,500人/日以上又は9,000人/日以下とならない可能性がある場合は、委託料の見直し等を行うことを予定している。
- (※4) 施設の性能確保を満たさない事象により協議を行い、市と事業者の責任分担を決定することを予定している。

---

## 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 4.1. 本件施設用地の立地条件等

ア 所在地 いわき市好間工業団地 1-116,1-117,1-118

イ 面積 約 18,265 m<sup>2</sup>

ウ 都市計画規制

(ア) 都市計画区域 市街化区域

(イ) 用途地域 工業専用地域

(ウ) 建ぺい率・容積率 60%・200%

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

### 4.2. 施設要件

#### 4.2.1. 基本的考え方

学校給食共同調理場における施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」に示すが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷の低減への配慮などの実現も目指している。

#### 4.2.2. 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」に示す。

#### 4.2.3. 施設規模

1 日当たり最大 9,000 食が供給、業務処理等できる施設とする。

#### 4.2.4. 施設機能

本件施設に必要な施設機能や要求する水準については「要求水準書」に示す。

---

## 5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書（案）の規定に従い、次の措置をとることとする。

### 6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正することができなかったときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

### 6.4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、各種契約書（案）に定める。

---

## 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

### 7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

#### 7.2.1. 交付金及び地方債等

市は、本事業においての交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行う。

#### 7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

## 8. その他事業の実施に関し必要な事項

### 8.1. 議会の議決

市は、令和8年いわき市議会9月定例会に債務負担行為の設定に関する議案を提出する予定である。

### 8.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

### 8.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

### 8.4. 本プロポーザルの参加に伴う費用負担

本プロポーザルの参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

### 8.5. 実施方針に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

いわき市教育委員会事務局 学校教育推進室 学校支援課

〒970-8026 いわき市平字堂根町 4-8

電話：0246-22-7545

電子メール：gakkoshien@city.iwaki.lg.jp